

(平成24年10月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9 件

国民年金関係 9 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和37年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月15日から同年12月1日まで

私は、昭和36年3月20日にA社に入社し、同社B工場において勤務した。その後、37年6月15日に同社C支社へ転勤し、41年5月31日に退職した。しかし、同社C支社へ転勤した37年6月15日から同年12月1日までの6か月間について厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社の元同僚から提出された同社社史、申立期間当時の同僚の証言及び申立人の雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（厚生年金保険の適用上は、昭和37年12月1日に同社B工場から同社C支社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、申立人のA社B工場における昭和37年6月の社会保険事務所（当時）の記録から1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和39年12月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月15日から40年1月1日まで

私は、A社に昭和39年4月から44年12月末まで継続して勤務していたが、勤務期間のうち、39年12月15日から40年1月1日までの期間が厚生年金保険の被保険者期間とされていないので、この期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する人事記録、同社の回答及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和39年12月15日に同社B事業所から同社本社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、資格取得日の誤りを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和39年12月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、A社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年6月13日及び同年12月12日は22万9,000円、16年6月11日は21万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月13日
② 平成15年12月12日
③ 平成16年6月11日

私は、日本年金機構から届いた年金記録に係る確認通知書により、A社に勤務したときの平成15年6月、同年12月及び16年6月の標準賞与額の記録が無いことが分かった。申立期間について、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたB銀行C支店の預金取引明細表により、申立人は、申立期間において、A社から賞与を支給されていたことが確認できる。

また、D市役所から提出された平成16年度及び17年度市県民税所得課税証明書における社会保険料の金額は、オンライン記録の標準報酬月額から推計される年間の社会保険料の合計額を上回っていることが確認できる。

さらに、複数の元同僚から提出された申立期間の賞与明細書によると、いずれも賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても、申立期間において、事業主により賞与から当該賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていたものと推認される。

したがって、申立人の申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細

書及び上記預金取引明細表により確認できる賞与振込額から試算した厚生年金保険料控除額に基づき、平成 15 年 6 月 13 日及び同年 12 月 12 日は 22 万 9,000 円、16 年 6 月 11 日は 21 万 1,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主からは、申立てどおりの届出を行ったか明確な回答は無いが、申立期間において申立人と同様に A 社から賞与を支給されたとする元同僚も、それぞれの賞与に係る記録が無い上、同社が加入していた E 健康保険組合は、平成 18 年より前は、同社からの賞与支払届は提出されていない旨を回答しており、事業主が申立期間について賞与支払届を提出したにもかかわらず、当該健康保険組合及び社会保険事務所（当時）の双方がいずれもこれを記録しないと考えることから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知をしておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成 21 年 1 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間及び同年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における標準報酬月額に係る記録を、同年 1 月から同年 8 月までは 18 万円、同年 11 月は 17 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 1 月 1 日から 22 年 4 月 1 日まで

私は、平成 13 年 4 月から A 社に勤務していたが、21 年 1 月 1 日から 22 年 4 月 1 日までの期間の厚生年金保険料の納付額をねんきん定期便で調べると、21 年 1 月から 1 万 284 円となっているが、同社の給与明細書をみると、1 万 3,815 円が控除されているので、調査して被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成 21 年 1 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間及び同年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間に係る標準報酬

月額については、申立人から提出されたA社の給与支給明細書により確認できる報酬月額及び保険料控除額から、同年1月から同年7月までは18万円、同年11月は17万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成21年8月1日から同年9月1日までの期間について、申立人は給与支給明細書を保持していないものの、申立人の給与総支給額及び保険料控除額は、直近において一定の金額で推移しているため、同年8月も前月と同様であったと推認できることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所が加入しているB健康保険組合から提出された被保険者記録照会及び平成21年7月提出の報酬月額算定基礎届ともオンライン記録と一致していることから、事業主は、給与支給明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成21年9月1日から同年11月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与支給明細書から確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であることが確認できるが、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致することが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち、平成21年12月1日から22年4月1日までの期間については、申立人の給与支給明細書が無いため、申立人の給与総支給額及び保険料控除額を確認できない。

さらに、申立人の全ての申立期間に係る元同僚の給与支給明細書により、元同僚の上記同期間に係る保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致することが確認できる。

このほか、申立期間のうち、平成21年12月1日から22年4月1日までの期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和55年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月31日から同年11月1日まで

私は、A社に昭和47年4月1日から55年10月31日まで勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日が同年10月31日となっているので、調査の上、正しい被保険者記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された申立人に係る賃金台帳、事業主の供述及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳に記録されている昭和55年10月支給の給与に係る厚生年金保険料控除額から8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行し

たか否かについては、事業主は、「納付したと思う。」と回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和 55 年 11 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 10 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 10 月 1 日から 12 年 2 月 16 日まで
私は、A社に勤務していたが、私が同社を退職した後に、同社における標準報酬月額が減額訂正されている旨の連絡を年金事務所から受けた。私は、訂正処理が行われた平成 13 年 1 月には、同社と関連のない別の会社に勤務しており、退職後に標準報酬月額が減額される理由はないので、正しい厚生年金保険被保険者記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、50万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 12 年 3 月 26 日より後の 13 年 1 月 23 日付けで、11 年 10 月 1 日に遡及して 9 万 2,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、当該事業所の商業登記簿謄本により、申立人は申立期間において当該事業所のB（役職）であったことが確認できるが、申立人は平成 12 年 2 月 10 日にB（役職）を退任し、当該遡及訂正処理が行われた 13 年 1 月 23 日には当該事業所と関連のない、C社（現在は、D社）において、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、元同僚は、「厚生年金保険関係の事務は代表取締役社長が行っており、申立人は、当該事務に関与していなかった。」と供述していることから、申立人が当該遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、50万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和61年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年9月30日から同年10月1日まで

私は、昭和41年9月1日にA社に入社し、平成15年11月30日に退職するまで、同社で継続して勤務していた。昭和61年10月1日にC区の工場に異動したが、同年9月が厚生年金保険の被保険者期間になっていないことに納得がいかない。調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された回答書及び元同僚の証言から判断すると、申立人はA社及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和61年10月1日にA社から関連会社であるD社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和61年8月のオンライン記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和61年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和52年5月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間に係る標準報酬月額について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を16万円に訂正することが必要である。

さらに、申立人は、申立期間のうち、昭和52年1月1日から同年2月1日までの期間に係る標準報酬月額について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額（16万円）を19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年11月30日から52年5月1日まで

私は、昭和51年11月から52年4月末日までA社で勤務していたことから、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が51年11月30日であることに納得できない。給料明細書を提出するので調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人から提出された給料明細書、企業年金連合会の中脱記録照会（回答）及び元同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できるが、オンライン記録では、昭和51年11月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

一方、オンライン記録において、A社は、昭和52年4月30日に廃業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格喪失届は、その約6か月後の同年10月14日付けで、51年11月30日に遡及して行われていることが確認できる上、申立人のほかに事業主を含め従業員5人が、遡って資格喪失処理をされていることが確認できる。

また、当該遡及処理前の記録及び給料明細書から、昭和52年5月1日において、A社が厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、適用事業所でなくなったとする当該遡及訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、昭和51年11月30日に厚生年金保険の資格喪失処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、52年4月の給料明細書から、同年5月1日とすることが妥当である。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、16万円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、昭和52年1月1日から同年2月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人から提出された当該期間の給料明細書で確認できる報酬月額から、19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用事業所でなくなった届出を行っていたと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格取得日に係る記録を昭和43年5月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月16日から同年6月1日まで

私は、A社に昭和37年4月1日に入社し、平成10年2月15日に退職するまで継続して勤務していた。しかし、厚生年金保険の被保険者記録では、申立期間の被保険者記録が欠落しているため、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る在籍証明書及び労働者名簿並びに雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和43年5月16日にA社D（部門）から同社E（部門）C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C事業所における昭和43年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から3年3月まで

平成2年夏頃と思うが、大学生の私が*歳になって数か月が過ぎたとき、私の母は、「大学生が大けがをして障害者になった場合、国民年金に加入していないと不利になり大変なことになる。」という記事を読んで、A社会保険事務所（当時）に出向き、*歳に遡って私の国民年金の任意加入手続を行い、2年4月から手続時までの数か月分の国民年金保険料を一括して納付してくれた記憶がある。その後の保険料は、納付書が来て間違いなく全て納付しているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、平成3年9月5日にB市に払い出された手帳記号番号の一つであることが確認でき、申立人の国民年金の加入手続は、申立人の手帳記号番号前後の第3号被保険者の該当処理日から、4年1月頃に行われたものと推認でき、「2年夏頃に娘の国民年金の任意加入手続を行った。」とする申立人の母の主張と相違する。

また、申立人の母は、「申立期間当時、A社会保険事務所で、*歳に遡って国民年金の任意加入手続を行い、*歳になった月から手続時までの保険料を一括納付した。納付書は、その場で受け取り、その日に納付した。」と申述しているが、国民年金の任意加入手続において、制度上、遡及して国民年金の被保険者資格を取得して保険料を納付することはできない上、申立期間当時、加入手続は、市区町村の窓口で行われ、現年度納付書は市区町村において発行されていたことから、申立人の母の申述は、当時の取扱い等と相違している。

さらに、オンライン記録によると、申立人の国民年金の被保険者資格取得日は、平成3年4月1日であることが確認できる一方、申立人の所持する年金手帳に、初めて被保険者となった日が2年4月12日と記載されているところ、申立人の手帳記号番号は、前述のとおり、3年9月5日にB市に払い出された手帳記号番号の一つであること、申立期間当時、申立人は学生で任意加入期間であったこと、及び*歳以上の学生は、申立期間直後の3年4月に国民年金の強制加入となったことなどから、申立人は、オンライン記録のとおり、加入手続きが行われたと推認される4年1月頃に、強制加入となった3年4月1日に遡って、国民年金の被保険者資格を取得したものと考えるのが自然であり、申立期間は、国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年10月から8年2月までの期間及び9年5月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年10月から8年2月まで
② 平成9年5月から同年6月まで

私は、市役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していた。納付記録では、申立期間①及び②の保険料が未納とされているが、申立期間①及び②の前後の保険料は納付しており、申立期間①及び②だけ納付していないということは考えられないので、申立期間①及び②が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、納付記録では、申立期間①及び②の前後の国民年金保険料は納付しており、申立期間①及び②だけ納付していないということは考えられないと主張しているが、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄中には、被保険者でなくなった日が平成7年10月30日、次の行に被保険者となった日が8年3月21日、被保険者でなくなった日が9年5月7日、さらに次の行に被保険者となった日が同年7月1日とそれぞれ記載されているとともに、A市の印が押されていることが確認でき、当該資格取得日及び資格喪失日はオンライン記録と一致することから、申立期間①及び②は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間②は、平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間

であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書の作成、領収済通知書の光学式読取機による入力等、事務処理の機械化が進んでおり、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性は少ないものと考えられる。

加えて、申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4814

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年11月27日から10年3月1日まで

私は、A社において、平成8年4月11日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年11月27日に資格を喪失した年金記録になっているが、10年2月28日まで勤務して、月給は12万6,000円ぐらいで、厚生年金保険料を給料から毎月3万4,000円ぐらい引かれていたので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社において、厚生年金保険の被保険者資格喪失日の平成8年11月27日以降の10年2月28日まで勤務していた。」と申し立てているところ、複数の元同僚は、「8年11月27日以降も申立人と共に勤務していた。」と供述している上、申立人に係る雇用保険の加入記録により、離職日が9年2月28日になっていることが確認できることから、厚生年金保険の被保険者資格喪失日以降も当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、元事業主の妻は、「厚生年金保険は平成8年11月27日にやめたと思う。雇用保険は残務整理のため、5人ぐらいその後も加入していた。当時、社会保険等を担当していた事業主は、死亡している。」と供述している上、当該事業所に係る商業登記簿謄本によれば、当該事業所は、9年9月24日付けで、株主総会の議決により、解散となっていることが確認できる。

また、オンライン記録によれば、当該事業所は、平成8年11月27日付けで、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人に係る健康保険被保険者証の回収年月日は、資格喪失日の2日後の同年11月29日と

記録されており、元同僚4人も同日に健康保険被保険者証を返却していることが確認できる。

さらに、申立人の父が加入していたB共済組合は、「申立人は、平成9年7月10日から12年3月31日までの期間、父の被扶養者であった。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 10 月から 13 年 1 月まで

私は、平成 10 年 10 月から 13 年 1 月まで A 社に勤務していた。この期間、健康保険組合の保険証を所持していた記憶があり、元同僚には加入記録があることから、この期間における厚生年金保険の被保険者期間を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、元事業主及び複数の元同僚の供述により、申立人は、申立期間において、A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、元事業主が所持する労働者名簿によると、申立人は雇用保険のみに加入し、健康保険及び厚生年金保険に加入していなかったことが確認できる上、ほかの元役員及び複数の元同僚は、「申立人の雇用形態は、アルバイトであった。当社は、アルバイトについて、健康保険及び厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と供述している。

また、申立人に係る国民健康保険の加入記録は、平成 10 年 5 月 28 日に資格取得し、13 年 6 月 18 日に資格喪失しているところ、当該資格取得日は、申立人の現在の住所地への転入日、当該資格喪失日は、A 社の直後に勤務した事業所の資格取得日と一致していることが確認できる。

さらに、A 社に係るオンライン記録において、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4816

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年頃から平成 2 年頃まで
② 平成 3 年 5 月 1 日から 9 年 5 月 1 日まで

私は、申立期間①において、A（都道府県）B区のC社に正社員として勤務し、申立期間②において、A（都道府県）D区のE社に日給制社員として勤務した。それぞれ厚生年金保険に加入していたのに、これらの勤務期間が年金記録となっていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、事業所の所在地、事業主の姓及び業務内容等について、当時の状況を具体的に述べていることから、C社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間①の当該事業所の商業登記を確認できない上、オンライン記録では、申立人が当該事業所の所在地として供述しているA（都道府県）B区において、C社という名称の事業所を厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、申立人は、当該事業所の元事業主の姓のみしか記憶していないため個人を特定することができず、元同僚の氏名も記憶していないことから、申立期間①の厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人は、当該事業所の事業内容はF（業種）であったと供述しているが、A（都道府県）G局H（部門）は、「C社という商号又は名称で、F（業種）業者免許申請を受理した事実を確認できない。」と回答している上、申立人が当該事業所の親会社であると主張しているI社は、「資料も無く、当該事業所との関係は分からない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、事業所の所在地及び業務内容等について、当時の状況を具体的に述べている上、雇用保険の加入記録により、E社に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立期間②において、オンライン記録では、申立人が当該事業所の所在地として供述しているA（都道府県）D区に、E社という名称の事業所を厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、元事業主の所在が不明であり、申立人は、当該事業所の元同僚の氏名を記憶していないため、申立期間②の保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人が当該事業所の親会社であると主張しているJ社（現在は、K社）は、「合併前のJ社の件は資料も無く、分からない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4817 (事案 4569 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 5 月 1 日から 37 年 4 月 1 日まで
私は、A社に勤務した期間について、年金記録では脱退手当金を受給したことになっているが、当時は脱退手当金という制度があることも知らず、受給した記憶も無いので、再度調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されていること、ii) 申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和37年7月5日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないこと、iii) 申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成24年4月11日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の審議結果に納得できないとして再申立てを行っているが、申立人から申立期間の脱退手当金を受給していないことをうかがわせる新たな資料や情報の提出は無く、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。